

〇 練馬区立八幡倉小学校児童会

一、目的

本会は、児童の健全な成長を促し、情操を陶冶し、社会生活に必要となる知識、技能を養ふこと、及び、児童の健康増進を図ることを目的とする。

財団法人協調會大阪支所

- 二、工場ノ都合ニヨリ休業ノ場合ハ日給全額支給ノコト
- 三、定期昇給制定ノ件
 - 年二回 一月、六月實施ノコト
- 四、定期賞與制定ノ件
 - 年二回支給スルコト
- 五、八時間制度嚴守ノコト
- 六、解雇手當制定ノ件
 - (イ) 六ヶ月以上一ヶ年未満ハ日給五十日支給ノコト
 - (ロ) 勤続一ヶ年以上三ヶ年未満ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ五日分支給スルコト
 - (ハ) 三ヶ年以上五ヶ年未満ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ七日分支給ノコト
 - (ニ) 五ヶ年以上十年未満ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ二十日分支給ノコト
 - (ホ) 十ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ二十二日分支給スルコト
- 七、退職手當制定ノ件